

# 【人材確保等支援助成金(雇用管理制度助成コース(建設分野) (登録基幹技能者等の処遇向上支援))】 計画変更届 提出書類一覧表

計画届の提出期限は、変更の内容によって異なりますのでご注意ください。

①増額改定日を変更する場合

変更後の増額改定日に属する月の前月末まで。

(変更後の増額改定日が変更前の増額改定日と同月の場合は手続き不要)

②増額改定の内容(基本給単価の増加率、登録基幹技能者手当の増加額)を変更する場合

変更前の増額改定整備計画期間内であって変更後の増額改定日の属する月の初日の1か月前まで。

③増額改定の方法(賃金テーブルの改定又は登録基幹技能者手当の増額)を変更する場合

新たな増額改定計画を提出してください。

④増額改定整備計画期間を延長又は短縮する場合

変更前後の増額改定整備計画期間の末日のいずれか早い日まで。

上記①又は②の変更を伴う場合は、①、②及び④のもっとも早い変更届の期限までに手続きを行ってください。

変更後の増額改定整備計画期間は変更前の増額改定整備計画期間の初日から起算して1年以内の期間内とし  
かつ変更後の増額改定日の属する月の初日から起算して3か月以上になるようにしてください。

千葉労働局 職業対策課分室にご提出ください。

事業所名

---

No.	必要提出書類	留意事項	提出枚数(部数)		
			事業主	HW	労働局
1	人材確保等支援助成金(雇用管理制度助成コース(建設分野)(登録基幹技能者等の処遇向上支援助成))増額改定整備計画(変更)書(建雇様式第1号)	・ボールペンで記入してください。			
2	変更となる内容が確認できる書類	・記入及び押印の漏れがないかご確認ください。			
受付年月日                      年                      月                      日                      HW                      局					